

# サービス概要

## SB Offline デルアセットリカバリサービス

IT Asset Resale Offsite Wipe Option (IT 資産の再販売 (引き取りデータ消去オプション) )

---

### サービス契約の概要

デルは、アセットリカバリサービスを提供いたします。このサービスでは、環境に配慮した便利なコンピュータ機器の廃棄手段を提供します。このサービスは、(1) お客様からのお申込み、スケジュール設定、(2) 集荷、(3) 処理、(4) 報告書作成の、4つの主要機能で構成されます。

**定義および用語:** このサービス説明では次の定義を使用します。

- a. 「資産タグ」とは、機器に添付されているラベルです。
- b. 「デルのロジスティクスプロバイダ」とは、デルの指示によって物流サービスを代行するプロバイダです。
- c. 「集荷」とは、サイトから機器を収集するプロセスです。
- d. 「機器」とは、デスクトップまたはノートパソコンを指します。
- e. 「シリアルナンバー」とは、メーカーが機器に割り当てた固有の識別番号です。
- f. 「サービス」とは、本書で説明する、アセットリカバリのためのプロセスを指します。
- g. 「サイト」とは、お客様が指定された集荷する場所を指します。
- h. 「資産価値」とは、本約款に従って処理される、デルが再販売可能と判定した機器について、機器ごとにお客様に支払われる払戻金で、一律 7000 円ですが、機器の状態により減額される場合があります。

### 契約条件の概要

この契約（「サービス約款」）は、お客様（「お客様」）と、お客様の請求書に記載されたデル事業体（「デル」）との間で締結されます。本書で定義するサービスをデルから購入した場合、本書に記載されているすべての契約条件にご同意いただいたものとみなされます。本書を注意深くお読みください。また、デルは [www.dell.com/servicecontracts](https://www.dell.com/servicecontracts)\* を更新することで、本書の契約条件を随時変更する場合がありますことにご留意ください。

本サービスは、お客様がデルと別途締結したマスターサービス契約に従って提供されるもので、マスターサービス契約ではこのサービスに明示的に言及し、お客様はマスターサービス契約に従って ARS サービスを発注できます。または、このような契約がない場合には、デルの標準的なマスターサービス契約（デル販売条件）の適用のもとで本サービスが提供されます。デル販売条件は、<https://www.dell.com/learn/jp/ja/jpcorp1/terms-of-sale>\* で入手可能であり、ここで言及されることによりその全体が本約款に組み込まれます。これらのマスターサービス契約の規定に関わらず、本書とデル販売条件（または別途締結した契約）に記載された条項に矛盾がある場合には、お客様は、マスター契約より後に締結された本書に記載された条項に同意し、準拠するものとします。

\* お客様は、<https://www.dell.com/learn/jp/ja/jpcorp1/terms-of-sale> にアクセスし、デルのグローバルサービス契約の Web ページから、お客様のご所在の地域、希望する言語（該当する場合）および本サービスをご購入いただいた適切な法人担当セグ



メント（例：大規模企業、中小規模企業、公共機関など）をお選びいただけます。お客様は該当するサービス契約条件を選択して確認することができます。また、デルの営業担当までお問い合わせいただき、サービス契約を入手することも可能です。

## デルの義務

### 1. お客様からの申し込み、スケジュール設定

- a. 新規導入した機器よりデータ移行などが完了した後、お客様はデル ([APJ Asset Resale Recycling@Dell.com](mailto:APJ.Asset.Resale.Recycling@Dell.com)宛) にメールにて集荷依頼をします。デルはデルのロジスティクスプロバイダにお客様より依頼があった旨を連絡します。
- b. **集荷** デルは、集荷と機器の出荷を、デルのロジスティクスプロバイダに委託します。デルのロジスティクスプロバイダは、お客様に連絡して、サイトごとの機器の数を確認し、営業時間（現地時間で、月～金曜日の午前9時～午後5時）内で双方に都合のよい集荷スケジュールを設定します。集荷は、通常は連絡後の3営業日以降にスケジュールされます。
- c. **変更/キャンセル** 変更またはキャンセルがある場合は、回収予定日の2営業日前までに通知しないと、追加料金が必要になります。

### 2. 集荷 デルのロジスティクスプロバイダは、次の作業を行います。

- a. サイトに到着次第、お客様側のご担当者ご連絡して、集荷するサイトに向かいます。
- b. 回収伝票に、サイトから持ち出す機器の数を記録します。
- c. 機器をまとめてパレット、収縮包装で梱包します（機器を個々に箱詰めしません－「お客様の義務」の項を参照）。
- d. サイトを離れる前にお客様に回収伝票、お客様確認書を渡して署名をいただきます。
- e. デルの処理サイトへ機器を輸送します。

### 3. 処理 機器がデルの処理サイトに到着次第、デルは次の作業を行います。

- a. **監査**:
  - 1) インベントリ追跡システムに、各機器のロジスティクス ID を記録します（該当する場合）。
  - 2) デスクトップまたはノートブックのそれぞれについて、報告書に次の情報を記録します。
    - 型、モデル、メーカー、シリアルナンバー、資産タグ（該当する場合）、スクリーンサイズ（該当する場合）
  - 3) 取り外したハードドライブ/SSDのそれぞれについて、報告書に次の情報を記録します。
    - 型、モデルナンバー、メーカー、シリアルナンバー（該当する場合）
  - 4) 他のすべての機器について、次の情報を記録します。
    - 機器を識別できる説明、機器の状態、メーカー、シリアルナンバー（該当する場合）、資産タグナンバー（該当する場合）、機器の重量
  - 5) すべての資産タグを外します。
- b. **機能テスト**: 次の機器をテストしてその結果を報告書に記入します（該当する場合）。
  - デスクトップまたはノートブック:
    - 機能
    - RAM 容量
    - ハードドライブの数とサイズ
    - プロセッサ速度
    - 取り付けられている CD ROM または DVD
    - 動作中の LCD の目視確認（ノートブック）
- c. **外見テスト**: 機能をテストしたすべての機器に対して、各機器の見た目の状態を報告書に記入します。例えば、次のようになります\*（\*格付けの基準は地域によって異なる場合があります）。



- クラス C: 中古機器、機能は正常で摩耗や損傷は標準的。
  - クラス D: 中古機器で、部品が欠損しているか、標準以上の摩耗と損傷による表面の破損あり。キャッシュバック 7000 円からの減額対象です。
- d. **価値の最適化:** 再販売可能な機器の価値を最適化し、資産価値を受けるための試みです。お客様が最大限の資産価値を受けるには、その機器が (a) 正常に動作して、OEM 動作テストで合格するために必要な電源コードやその他のアイテムが揃っており、(b) 表面の状態が妥当で、軽いクリーニングのみが必要でプラスチックのひびはなく、正常に機能し外見も標準的な中古機器として再販売できることを確認します。
- e. **再販売および資産価値**
- 1) 各機器の資産価値はデルにより妥当とみなせる範囲で調整される場合があります。キャッシュバック 7000 円より減額される場合があります。
  - 2) 各機器の資産価値は報告書に記載され、お客様はこれによって拘束されます。
  - 3) 資産価値を受けとれるお客様には、次のように対応します。
    - a. デルはお客様から有効な請求書を受領後払い戻しを行います。請求書への必要記載事項は、報告書送付電子メールに記載します。
  - 4) 資産価値には税抜き価格が示されているため、各当事者は支払われる金額に対して課せられる消費税、物品サービス税を支払うものとします。
- f. **ハードドライブ/SSD の廃棄:**
- 1) 再販売が可能とみなされたすべてのデスクトップコンピュータ、ノートブック、正常に取り付けられて機能するハードドライブに対して 1 回書き込みのデータ消去 (NIST SP 800-88r1 standards (米国国立標準技術研究所準拠方式)) を実行します。
  - 2) それ以外のすべてのハードドライブは、適用される地域または国の規制と要件に従った方法で破壊して廃棄します。キャッシュバック 7000 円からの減額対象です。
- g. **機器の廃棄:** 前述した再利用に適さない機器はすべて、デルが、適用される地域または国の規制法と要件に従った方法で分解し、リサイクル、再利用、または廃棄します。機器の所有権は、デルが集荷する際に、お客様からデルに移転するものとします。キャッシュバック 7000 円からの減額対象です。
4. **報告書作成** デルはお客様に、集荷した日から 35 営業日前後\*に電子メールで次の報告書を送信します。
- a. 報告書と、
  - b. 廃棄証明書により、前述の 3. f 項の説明に従ってすべてのハードドライブのデータが消去されるか破壊されたこと、また地域または国の規制要件とガイドラインに従って、他のすべての機器の廃棄/リサイクルが実行されたことを示します。

(\*回収から作業完了までは約 35 営業日を予定しておりますが、集荷地域により報告書送信までの日数はこれより長くなる場合があります)

## お客様の義務

1. **全般** お客様は、デルに機器を渡す前に、残したいデータまたはソフトウェアをバックアップしておくものとします。本約款に従って提供されるサービスには、機器からデータまたはソフトウェアを復元するサービスは含まれません。
2. **データの削除** このサービスは、お客様の社外秘情報、専有情報、機密情報、またはその他の非公開データを格納した機器の廃棄を目的とするものではありません。お客様は、デルのロジスティクスプロバイダ



が集荷する前に、社外秘情報、専有情報、機密情報、またはその他の非公開データや、サードパーティ製のソフトウェアをすべての機器から削除をお願いします。

3. **集荷** 集荷の前に、お客様は次の作業をお願いします。

- a. 集荷のスケジュールを設定するとき、サイトへの出入りに関する問題や時間的な制約があればすべて明らかにしておきます。
- b. データストレージメディア（CD、DVD、ZIP など）を機器から取り外して保管します。
- c. 各サイトの機器を、デルロジスティクスプロバイダが問題なく出入りできる場所（「1か所の集荷サイト」）に集めます。
- d. サイトのご担当者に、デルのロジスティクスプロバイダを機器のある場所まで案内いただきます。
- e. すべての機器をパッケージや箱から取り出し、集荷の対象ではない機器と明確に区別できるようにします（お客様によって集荷前に機器がパッケージまたは箱に入れられていた場合、デルは集荷のスケジュールを再設定し費用はお客様に請求する場合があります）。
- f. 機器はコンピュータハードウェアのみとし、他の製品、器具、パッケージや箱は付いていないようにします。
- g. 機器上のサードパーティソフトウェアに関連するすべてのライセンスを停止するか他に移します（盗難防止のノートパソコン追跡ソフトウェアを含む）。
- h. 機器のすべてのコンポーネントがあり、正しく組み立てられていることを確認します。分解された機器（例えば、ハードドライブ、メモリ、またはバッテリーがないシステムなど）の価値は低下するか、無い場合があります。キャッシュバック 7000 円からの減額対象です。

4. **報告書作成** お客様が報告書を受け取ってから 5 営業日以内に、お客様からなんらかの問い合わせがなかった場合、デルはお客様が報告書内容にご承認いただいたものとして処理を進めさせていただきますのでご了承ください。

5. **お客様に保証していただくこと** お客様は次の事項を表明し、また保証するものとします。（a）お客様は機器に対して正当な所有権を持ち、機器が抵当権、権利、負債などの対象になっていないこと、（b）機器から社外秘情報、専有情報、機密情報、またはその他の非公開データを削除してあること、（c）お客様には機器を売却できる正当な権利があり、この売買が、お客様が締結された契約または判決に違反していないこと、（d）発送前に書面でお客様が開示しデルがそれを認めていない限り、機器はデルへの配送時にメーカーが公開している仕様で動作していること。

お客様が、本約款に記載するいずれかの義務または保証を遂行されない場合、デルは本サービスを提供しないか、またはお客様の契約違反によって発生した損害に対する責任を負わないものとします。または、デルまたはデルのプロバイダが被った時間や資材の追加、または損失や損害について、お客様から追加の料金と費用をいただくことがあります。

## 価格および支払条件

お客様には、機器単位で料金が請求されます。ただし以下に示す地域ごとの最小数に満たない場合は、追加費用をいただきます。

デルの地域*	日本
集荷ごとの最小機器数	1 機器



\*地理的な制限が適用される場合があります。

機器あたりの料金は、デルが発行する見積書に記載されます。周辺機器、ドッキングステーション、ポートリプリケータ、外付けドライブ、キーボードおよびマウスは回収しません。

お客様側で用意された梱包材/箱のリサイクルはいたしません。

お客様は本約款において、該当するデルの注文確認に基づく機器ごとの料金と、本約款に示す追加の料金と費用を支払うことに同意されたものとみなされます。お客様はデルが、本約款に従ってデルがお客様に支払う金額から、本約款の下でデルに支払われる金額を差し引く資格を有することを認めて同意するものとします。

## 追加料金

- デルのサービスの対象となる機器の数が発注された数を上回った場合、関連するサービスについて機器ごとの料金を請求します。
- 標準的な運送費はサービスに含まれています。
  - 機器の重量が 18 kg (40 ポンド) を超えた場合、追加の運送費が必要になることがあります。
  - 沖合の領域、離島、その他の遠隔地で集荷する場合は、追加料金が必要です。
- お客様、サイト、機器が本約款に記載された要件を満たしていない場合、該当するサービスのスケジュールの再設定が必要になるか、追加料金および費用が適用されることがあります。 アクセス方法、時間、車両に制限がある場合、追加費用が必要になることがあります。
- お客様または機器の都合によって（機器がお客様によって集荷前に梱包されていたなどの理由で）デルのロジスティクスプロバイダが同意した期日に機器を集荷できなかった場合、追加料金が必要になることがあります。
- 集荷時に誤った機器が見つかった場合の費用は、お客様に負担いただきます。

## 重要な補足情報

**譲渡の禁止** お客様は、本サービスを譲渡することはできません。

**デルパートナー** デルは、これらのサービスのすべてまたは一部を、サードパーティのサービスプロバイダを通じて提供する権利を有します。

**サービスの変更またはキャンセル** 変更またはキャンセルがある場合、お客様が回収予定日の 2 営業日前までに通知しないと、追加料金が必要になります。 サービスをキャンセルするには、デル担当営業部に回収予定日の 2 営業日前までにご連絡ください。お客様がデルのロジスティクスプロバイダに直接連絡して、集荷のスケジュールを設定されていた場合は、デルのロジスティクスプロバイダにもキャンセルを直接通知する必要があります。

**返却不可** いったん集荷した機器は返却できません。

**汚染製品の受取り不可** 化学物質、生物学的作用物質、その機器には本来不要であるその他の物質、または通常のオフィス環境にはない物質で汚染された、または汚染された疑いのある機器に対しては、本サービスを提供しません。お客様は、このような汚染をデルに知らせなかった場合、関連するすべての費用を負担する義務があります。

**所有権と損失のリスク** デルまたはデルのロジスティクスプロバイダには、集荷サイトを離れた後の機器の損失または損害のリスクを負う義務があります。 デルまたはデルのロジスティクスプロバイダが機器を受け取ったときから、所有権はデルまたはデルのロジスティクスプロバイダに渡ります。

**ソフトウェア/データのバックアップ** 機器上にあるデータまたはソフトウェアの復元に関して、デルは一切責任を負いません。





**業務上妥当なサービス提供範囲** デルは、サービスの提供によりデルまたはデルのサービスプロバイダに容認し難いリスクが発生すること、またはサービス提供範囲を逸脱することが予想される場合、サービス提供依頼に応じないことがあります。不可抗力に起因する本サービスの不履行または履行遅滞について、デルは一切の責任を負わないものとします。

**データ消去の限界** データ消去プロセスはハードドライブを、同種の新しいハードドライブのように、読取り不能の残留データが存在しない状態にするものではありません。デルが、(i) お客様のデータの削除要件に関して提言を行うことはなく、(ii) あるデータ削除手段が別の方法より有効であると表明することはありません。

**使用条件** 特に本約款のみに従って提供するサービスに関しては、**CMSA**、お客様のマスターサービス契約、またはこれらのサービスに付随する他の契約と競合する場合でも、次の条件が適用されます。

**A. 保証** デルは、商業的に妥当な範囲で本サービスを実施することを保証します。デルは、明示または黙示に関わらず、商品性、特定の目的への適合性の黙示的保証を含む（ただし、これらに限定されない）、いかなる保証も負担せず、またその他一切の保証および条件の要求を受け付けません。

**B. 責任制限** 本約款に従って提供するサービスについて、デルとそのサービスプロバイダの責任には、このような責任が発生する可能性について事前に知らされていた場合でも、常に以下に示す制限や除外条件が適用されます。

1. デルは、次のいかなる場合においても（契約の記述、不法行為の有無、またはその他を問わず）、一切責任を負わないものとします。(I) 逸失利益、取引上の損失、機器上のデータに適用される可能性のある第三者による要件への非準拠、(II) 結果的損害、特別損害、間接損害、付随的損害、懲罰的損害（該当する場合）、または (III) 第三者からのいかなる賠償要求。

2. デルは、デルによる集荷の前にお客様が機器から削除しなかったデータ、機密情報、またはサードパーティソフトウェアの破損、損失、開示、または利用に起因または関連する損害について（契約の記述、不法行為の有無、またはその他を問わず）、一切責任を負わないものとします。

3. 機器の物理的アイテムの損失に起因または関連して、デルが最大限の全面的責任を負う場合でも（契約の記述、不法行為の有無、またはその他を問わず）、そのアイテムの損失が最初に検出された月の **UEPP** に記載された値を超えることはないものとします。

4. 1年間に本約款に起因または関連して発生した賠償要求で、デルが責任を負った総額は（契約の記述、不法行為の有無、またはその他を問わず）、その1年間に本約款に従ってお客様が支払われた金額を超えることはないものとします。

デルの過失に起因するデータの不正利用、人身事故、死亡事故について、または適用される法律に従って制限できないその他のデータ損失について、デルは責任に制限を設けません。適用される法律によって本約款のいずれかの部分や責任の制限が禁止された場合、両当事者はその制限の修正に同意して、いずれかの当事者がそれ以上の処理をすることなく、該当する法律によって許可された最大限の効果に幅広く対応できるようにします。

